

## 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

山口県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」という。）は、健全な業務運営を遂行するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対しては、一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等、組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対策を講じます。

### （運営等）

1. 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用される法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

### （反社会的勢力等との決別）

2. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### （組織的な対応）

3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### （外部専門機関との連携）

4. 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### （取引時確認）

5. 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

### （疑わしい取引の届出）

6. 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、適時・適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。